

廃第 2366 号の 4
令和 2 年 3 月 31 日

一般社団法人新潟県浄化槽整備協会
会長 島影 清 様

新潟県県民生活・環境部
廃棄物対策課長

浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

日頃、県の浄化槽行政に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標題のことについて、環境省環境再生・資源循環局長及び同局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長から、別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、（貴協会員・貴組合員）への周知をお願いします。

1 主な改正概要

- (1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置を規定
- (2) 市町村による浄化槽処理促進区域の指定について規定
- (3) 公共浄化槽制度の創設
- (4) 使用の休止の届出について規定
- (5) 都道府県知事に浄化槽台帳の作成を義務づけ
- (6) 都道府県及び市町村による協議会の設置について規定
- (7) 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について規定

2 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

担当：資源循環推進係 高橋 TEL：025-280-5160 FAX：025-280-5740 E-mail：ngt030170@pref.niigata.lg.jp
--